

○国土交通省令第 号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

国土交通大臣 前田 武志

港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（港湾法施行規則の一部改正）

第一条 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五号中「事項の変更」の下に「（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）」を加える。

（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 港湾の効率的な運営

第十四条の次に次の一条を加える。

（港湾の効率的な運営）

第十四条の二 港湾の効率的な運営に関する事項は、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の状況、港湾施設の利用状況等を考慮して、港湾の効率的な運営を図ることができるように、民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する取組及びこれを実施する区域を定めるものとする。

附 則

この省令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年九月十五日）から施行する。